

表3 自然災害特別研究費の年次計画と 使途計画概要 (単位万円)

年 度	研 究 費	計画研究開始年度別研究費〔()は件数〕							研 公 究 費 募	保 留 金	
		47 (9)	48 (5)	49 (5)	50 (7)	51 (6)	52 (7)	53 (7)			計
昭49	21,400	5350	3070	5820					14,240	6160	1000
50	27,800		2700	6300	10,500				19,500	7300	1000
51	36,000			6000	10,500	10,000			26,500	8500	1000
52	46,500				10,000	12,500	12,500		35,000	10,300	1200
53	52,000					12,000	14,000	14,000	40,000	10,500	1500

9-15

筑波大学新設に関連する諸法案についての声明

昭和48年4月26日

第63回総会

本会議は、学術の研究・教育の進展にともなう広範囲な大学改革の発展を積極的に希望する立場をとるものである。したがって、それに必要な法律の改正に決して反対するものではない。また全国の大学関係者が現行法の枠にこだわらず、民主主義を基盤とする大学全体の運営の改革方法を具体的かつ積極的に提案されることを切望している。

ところが本法案は、研究・教育の自主性を尊重する本会議のいままでの勧告や大学改革について表明した「自主・民主・全大学の連けいおよび国民・諸階層との交流」の三原則の趣旨と相容れない多くの問題を含んでいる。

まず、筑波大学の構想についていえば、それが先例として他大学に与える影響はきわめて大きく、また一大学の手をはなれ、国会で審議されるかぎり、本会議も黙視しえない。筑波大学構想における管理体制のうち、とくに、強力な権限をもつ副学長制、従来の教授会の人事権を吸収した人事委員会、学長が選考する学外者によって構成される参与会等の諸制度は、大学における管理運営の質を根本的に変えるものである。この新構想は、学部自治を全学自治に変える新しい大学自治の試みであると説明されているが、研究・教育の専門家集団が自ら決定権をもちえない中央集権的管理体制の下では、自由にして自主的な研究・教育の場にふさわしい大学自治の制度上の保障がほとんど欠落している。それゆえ、本会議は、現在出されているような筑波大学の管理制度には賛成できない。

つぎに、筑波大学新設との関連で提案されている学校教育法および教育公務員特例法の改正についていえば、単に一つの大学の実験的改革の試みのために全大学に関係する一般法を直ちに改正する必要はなく、特別立法(国立学校設置法改正をふくむ)で処理するのが適当である。また、研究組織と教育組織の分離や学外者を含みうる新しい副学長制の導入を一般法で規定し、たとえ任意規定であるとはいえ、行政指導等により一定の方向づけを与えることは、各大学でまだ結論の出ない現在、その自主改革を妨げ、弊害が大きいと考える。加えて、本法案のように、大学全体に重要な影響を与えるものは、本会議をはじめ、全国の大学に対し、あらかじめ基本的な合意を求める必要

がある。今回、それがなされなかったことは遺憾である。

9-16

日中国交回復、特に学術交流の再開に際し、日本の科学者に訴える（声明）

昭和48年4月26日

第63回総会

長らく待望されていた日中国交回復も緒につき、特に日中学術交流が様々な分野で行なわれ始めていることは、同慶に堪えないところである。日本学術会議としては、過去の不幸な事態に鑑み、この日中学術交流の振興に一段の努力を強めたいと考える。

この学術交流再開に対して、一つ的前提があると考えられる。それは日中の長年月に渉る戦争状態の中で、われわれの犯してきた様々なあやまちを心から反省し、できればそれを形に表わすことである。その一つとして、戦争中軍事力の威圧を背景として正当な手続きによらずに中国から持ち帰えられた研究資料や文化財を、その本来の持主に返還することが必要である。

なお、同時に朝鮮・アジア地域に関しても同様な措置を講じられたい。

日本学術会議は、そのような研究資料の返還が関係者の自発的な行動によって行なわれるよう、強く訴えるものである。

9-17

総学庶第691号 昭和48年5月14日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

（写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部両大臣）

学術雑誌出版の助成について（勧告）

標記のことについて、本会議第63回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

研究者が、研究成果を公表し、相互に新しい情報交換や評価批判を行なう場として、学術的一次情報誌は研究の推進に欠くことのできない役割を果している。

それはまた、二次情報その他の学術情報整備の基盤になることはいうまでもないが、研究成果を社会に還元する媒体としても重要な役割を果してきた。

一方、学術研究の最近の進歩に伴い、学術的一次情報の量が急激に増加し、この処理に関し、抜本的な対策の必要性が各方面から強く要請されている。

日本学術会議は、この問題に関し、鋭意検討を続けているが、その改革に移行する前提として緊急にとらなければならない措置について、ここに勧告する。

- 1 学術的一次情報誌について、現在の文部省科学研究費補助金、研究成果刊行費の早急な拡充を含む助成補助の措置を強化し、助成対象を拡大するとともに、直接出版費に対する援助を大巾に増額すること。